

こんなお悩みありませんか？

離婚するには？  
夫の暴力から逃げたい

セクハラ・パワハラ  
を受けた

ストーカー・性差別  
養育費・・・  
どうしたらいいの？

事実婚、LGBT  
女性の権利について  
相談したい



女性の権利ホットライン

2025

6/27 金 10:00-16:00

☎ 0852-20-6955

女性の権利一般に関する無料電話相談を実施します。  
県内の女性弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し  
適切なアドバイスをおこないます。お気軽にご相談ください。

主催 島根県弁護士会・日本弁護士連合会

お問合せ先 島根県弁護士会 ☎ 0852-21-3450